

# 福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則で定める 排水指定事業場排水基準等の見直しについて

平成 29 年 2 月 10 日  
水・大気環境課

## 【概要】

県では、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）で規制されていないゴルフ場の農薬について、福島県生活環境の保全等に関する条例（平成 8 年福島県条例第 32 号。以下「条例」という。）において規制している。

当該規制に当たっては、国が定める「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」（平成 2 年環境庁水質保全局長通知。以下「指針」という。）を参考として、規制する農薬の種類及び排水基準等を、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 8 年福島県規則第 75 号。以下「規則」という。）で定めている。

今回の見直しは、国の指針において一部の農薬が削除されるとともに、指針値が変更されたことから、見直された国の指針を参考とし、規則で定める農薬の種類及び排水基準等を見直すものである。

## 1 排水指定事業場排水基準等について

### (1) 条例による規制内容

- 本県において、公害の防止と生活環境の保全等に関する施策を総合的に推進し、県民の健康の保護及び良好な生活環境の保全に資する目的で平成 8 年 7 月に条例が制定された。
- 水環境の保全においては、法が適用されない事案を補完するため、条例により 11 業種に係る施設を設置する工場又は事業場（ゴルフ場等）からの排出水に排水指定事業場排水基準を設定し、公共用水域への排水を制限している。
- 排水指定事業場排水基準は、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質（法定有害物質 28 項目及び法定外有害物質 67 項目。以下「有害物質」という。）及び水の汚染状態を示す項目（法定項目 15 項目、法定外項目 3 項目）に分かれており、条例で定める水域（特別排水規制水域及び特別排水規制水域以外の水域（以下「その他の水域」という。）ごとに基準値を設定している。有害物質のうち法定外有害物質は、ゴルフ場で使用される農薬であり、国の指針の対象農薬となっている。

### (2) 指針に基づく農薬の排水規制

国の指針では、地方公共団体が水質保全の面からゴルフ場を指導する際の参考となるよう、指導対象の農薬の種類及び排水中の農薬濃度（指針値）を設定しており、その内容について隨時見直しを行っている。

### (3) 排水指定事業場排水基準等の見直し

今回、国の指針の見直しを受け、条例で規定する法定外有害物質 67 物質のうち、3 物質について削除し、9 物質の排水指定事業場排水基準を見直すものである。

## 2 県内のゴルフ場における農薬の使用実態等について

- 条例で規定する法定外有害物質について、過去5年間(平成22年度から平成26年度)県内のゴルフ場で使用された農薬は67物質中63物質である。
- また、県内のゴルフ場からの排出水について、過去5年間(平成23年度から平成27年度)条例の排水指定事業場排水基準及び国の指針値を超過する農薬は検出されていない。

## 3 規則の改正内容

### (1) 改正案

#### ア 法定外有害物質の種類

規則第21条で定める法定外有害物質から3物質(ピリダフェンチオン、テルブカルブ(別名MBPMC)及びベンスリド(別名SAP))を削除する。

#### イ 排水指定事業場排水基準

規則別表第5の2の表を以下のとおり変更する。

表 排水指定事業場排水基準の改正案

(単位: mg/L)

法定外有害物質	改正前		改正案	
	特別排水規制水域	その他の水域	特別排水規制水域	その他の水域
オキシン銅(別名有機銅)	0.04	0.4	0.02	0.2
ピリダフェンチオン*	0.002	0.02	削除	削除
アシュラム	0.2	2	1	10
テルブカルブ(別名MBPMC) *	0.02	0.2	削除	削除
ベンスリド(別名SAP) *	0.1	1	削除	削除
ペンドイメタリン	0.1	1	0.31	3.1
ベンフルラリン(別名ベスロジン)	0.08	0.8	0.01	0.1
ジフェノコナゾール	0.03	0.3	0.025	0.25
チフルザミド	0.05	0.5	0.037	0.37
トリフルミゾール	0.05	0.5	0.039	0.39
エトキシスルフロン	0.1	1	0.14	1.4
MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	0.005 (MCPAとして)	0.05 (MCPAとして)	0.0051 (MCPAとして)	0.051 (MCPAとして)

\* 削除する3物質は、農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づく登録が失効した農薬であり、国の指針から削除されている。

#### ウ 地下浸透水が法定外有害物質を含むものとしての要件

規則別表第6の2の表から3物質(ピリダフェンチオン、テルブカルブ(別名MBPMC)及びベンスリド(別名SAP))を削除する。

**(2) 改正の理由**

**ア 法定外有害物質の種類**

国の指針から削除された3物質については、農薬取締法に基づく登録が失効した農薬であり、県内のゴルフ場において過去5年間使用実績がないため、法定外有害物質から削除するものである。

**イ 排水指定事業場排水基準**

ゴルフ場農薬に係る最新の知見に基づき、9物質の国の指針値が変更されたことから、見直された国の指針を参考とし、排水指定事業場排水基準を見直すものである。

**(3) 施行予定日**

公布後、周知期間を設け施行予定。

## 福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

### 改正案

【改正前】	【改正案】																																	
(法定外有害物質)	(法定外有害物質)																																	
第21条	第21条																																	
一~九 (略)	一~九 (略)																																	
<u>土 ピリダフエンチオン</u>	<u>土~十八 (略)</u>																																	
<u>十一~十九 (略)</u>	<u>十九~二十 (略)</u>																																	
<u>二十 テルブカルブ (別名 MBPMC)</u>	<u>二十一~六十四 (略)</u>																																	
<u>二十一~二十二 (略)</u>																																		
<u>二十三 ベンスリド (別名 SAP)</u>																																		
<u>二十四~六十七 (略)</u>																																		
別表第5 排水指定事業場排水基準	別表第5 排水指定事業場排水基準																																	
2 法定外有害物質に係る排水基準	2 法定外有害物質に係る排水基準																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>法定外有害物質の種類</th><th>特別排水規制水域における許容限度</th><th>その他の水域における許容限度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オキシン銅(別名有機銅)</td><td>1リットルにつき <u>0.04</u>ミリグラム</td><td>1リットルにつき <u>0.4</u>ミリグラム</td></tr> <tr> <td>ピリダフエンチオン</td><td>1リットルにつき <u>0.002</u>ミリグラム</td><td>1リットルにつき <u>0.02</u>ミリグラム</td></tr> <tr> <td>アシュラム</td><td>1リットルにつき <u>0.2</u>ミリグラム</td><td>1リットルにつき <u>2</u>ミリグラム</td></tr> <tr> <td>テルブカルブ(別名MBPMC)</td><td>1リットルにつき <u>0.02</u>ミリグラム</td><td>1リットルにつき <u>0.2</u>ミリグラム</td></tr> <tr> <td>ベンスリド(別名SAP)</td><td>1リットルにつき <u>0.1</u>ミリグラム</td><td>1リットルにつき <u>1</u>ミリグラム</td></tr> <tr> <td>ペンディメタリン</td><td>1リットルにつき <u>0.1</u>ミリグラム</td><td>1リットルにつき <u>1</u>ミリグラム</td></tr> </tbody> </table>	法定外有害物質の種類	特別排水規制水域における許容限度	その他の水域における許容限度	オキシン銅(別名有機銅)	1リットルにつき <u>0.04</u> ミリグラム	1リットルにつき <u>0.4</u> ミリグラム	ピリダフエンチオン	1リットルにつき <u>0.002</u> ミリグラム	1リットルにつき <u>0.02</u> ミリグラム	アシュラム	1リットルにつき <u>0.2</u> ミリグラム	1リットルにつき <u>2</u> ミリグラム	テルブカルブ(別名MBPMC)	1リットルにつき <u>0.02</u> ミリグラム	1リットルにつき <u>0.2</u> ミリグラム	ベンスリド(別名SAP)	1リットルにつき <u>0.1</u> ミリグラム	1リットルにつき <u>1</u> ミリグラム	ペンディメタリン	1リットルにつき <u>0.1</u> ミリグラム	1リットルにつき <u>1</u> ミリグラム	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法定外有害物質の種類</th><th>特別排水規制水域における許容限度</th><th>その他の水域における許容限度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オキシン銅(別名有機銅)</td><td>1リットルにつき <u>0.02</u>ミリグラム</td><td>1リットルにつき <u>0.2</u>ミリグラム</td></tr> <tr> <td>アシュラム</td><td>1リットルにつき <u>1</u>ミリグラム</td><td>1リットルにつき <u>10</u>ミリグラム</td></tr> <tr> <td>ペンディメタリン</td><td>1リットルにつき <u>0.31</u>ミリグラム</td><td>1リットルにつき <u>3.1</u>ミリグラム</td></tr> </tbody> </table>	法定外有害物質の種類	特別排水規制水域における許容限度	その他の水域における許容限度	オキシン銅(別名有機銅)	1リットルにつき <u>0.02</u> ミリグラム	1リットルにつき <u>0.2</u> ミリグラム	アシュラム	1リットルにつき <u>1</u> ミリグラム	1リットルにつき <u>10</u> ミリグラム	ペンディメタリン	1リットルにつき <u>0.31</u> ミリグラム	1リットルにつき <u>3.1</u> ミリグラム
法定外有害物質の種類	特別排水規制水域における許容限度	その他の水域における許容限度																																
オキシン銅(別名有機銅)	1リットルにつき <u>0.04</u> ミリグラム	1リットルにつき <u>0.4</u> ミリグラム																																
ピリダフエンチオン	1リットルにつき <u>0.002</u> ミリグラム	1リットルにつき <u>0.02</u> ミリグラム																																
アシュラム	1リットルにつき <u>0.2</u> ミリグラム	1リットルにつき <u>2</u> ミリグラム																																
テルブカルブ(別名MBPMC)	1リットルにつき <u>0.02</u> ミリグラム	1リットルにつき <u>0.2</u> ミリグラム																																
ベンスリド(別名SAP)	1リットルにつき <u>0.1</u> ミリグラム	1リットルにつき <u>1</u> ミリグラム																																
ペンディメタリン	1リットルにつき <u>0.1</u> ミリグラム	1リットルにつき <u>1</u> ミリグラム																																
法定外有害物質の種類	特別排水規制水域における許容限度	その他の水域における許容限度																																
オキシン銅(別名有機銅)	1リットルにつき <u>0.02</u> ミリグラム	1リットルにつき <u>0.2</u> ミリグラム																																
アシュラム	1リットルにつき <u>1</u> ミリグラム	1リットルにつき <u>10</u> ミリグラム																																
ペンディメタリン	1リットルにつき <u>0.31</u> ミリグラム	1リットルにつき <u>3.1</u> ミリグラム																																

【改正前】			【改正案】		
法定外有害物質の種類	特別排水規制水域における許容限度	その他の水域における許容限度	法定外有害物質の種類	特別排水規制水域における許容限度	その他の水域における許容限度
ベンフルラリン(別名ベスロジン)	1リットルにつき 0.08ミリグラム	1リットルにつき 0.8ミリグラム	ベンフルラリン(別名ベスロジン)	1リットルにつき 0.01ミリグラム	1リットルにつき 0.1ミリグラム
ジフェノコナゾール	1リットルにつき 0.03ミリグラム	1リットルにつき 0.3ミリグラム	ジフェノコナゾール	1リットルにつき 0.025ミリグラム	1リットルにつき 0.25ミリグラム
チフルザミド	1リットルにつき 0.05ミリグラム	1リットルにつき 0.5ミリグラム	チフルザミド	1リットルにつき 0.037ミリグラム	1リットルにつき 0.37ミリグラム
トリフルミゾール	1リットルにつき 0.05ミリグラム	1リットルにつき 0.5ミリグラム	トリフルミゾール	1リットルにつき 0.039ミリグラム	1リットルにつき 0.39ミリグラム
エトキシスルフロン	1リットルにつき 0.1ミリグラム	1リットルにつき 1ミリグラム	エトキシスルフロン	1リットルにつき 0.14ミリグラム	1リットルにつき 1.4ミリグラム
MCPA イソプロピルアミン塩及び MCPA ナトリウム塩	1リットルにつき 0.005ミリグラム (MCPA として)	1リットルにつき 0.05ミリグラム (MCPA として)	MCPA イソプロピルアミン塩及び MCPA ナトリウム塩	1リットルにつき 0.0051ミリグラム (MCPA として)	1リットルにつき 0.051ミリグラム (MCPA として)

別表第6

## 2 法定外有害物質

法定外有害物質の種類	検定方法	数値
ピリダフエンチオシン	知事が定める方法	1リットルにつき 0.0005ミリグラム
テルブカルブ(別名MBPMC)	知事が定める方法	1リットルにつき 0.0005ミリグラム
ベンスリド(別名SAP)	知事が定める方法	1リットルにつき 0.001ミリグラム

別表第6

## 2 法定外有害物質

法定外有害物質の種類	検定方法	数値
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____